

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい雇用環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

① 計画期間 令和8年1月1日～令和10年12月31日

② 内 容

【目標①】：「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等の制度のほか育児休業等に関するハラスメントの防止について周知や情報提供を行う。

〔対策〕

- ① 令和8年1月～ 法に基づく諸制度の再調査
- ② 令和8年2月～ 制度(法改正)に関するパンフレットを作成し社員に配布

【目標②】：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口の存在を周知徹底する。

〔対策〕

- ① 令和8年1月～ 相談窓口の設置について社員へ周知徹底

【目標③】：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

〔対策〕

- ① 令和8年1月～ 職員、利用者の仕事状況等を調査
- ② 令和8年2月～ 取得計画について周知徹底
- ③ 令和8年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組を開始